

### 第3. 代物弁済の抗弁

#### 1. 位置付け

代物弁済の事実が認められると、弁済と同一の効力（民 482）が生じて債務が消滅して請求原因に基づく請求が認められなくなるから、債務者からの**抗弁**として位置付けられる

#### 2. 要件事実等

##### (1) 実体法

（代物弁済）  
第482条

弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

代物弁済の法的性質については、要物契約説と諾成契約説とが対立していた

判例は、**代物弁済による所有権移転の効果は代物弁済契約の意思表示により生じる**（最判昭 57. 6. 4）としつつ、**債務消滅原因として代物弁済を主張する場合には目的物の對抗要件の具備まで主張立証することを要する**（最判昭 40. 4. 30）とする

条文も、「契約をした場合において……給付をしたときは」と規定しており、**諾成契約**であることが前提

##### (2) 要件事実

民法 482 条によれば、代物弁済による債務消滅の効果を生じさせるには、負担した給付の存在、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることで債務を消滅させる旨の契約を弁済者と債権者との間でしたこと、他の給付をしたことが必要となる

##### ア 本来の債務の発生原因事実

代物弁済による債務消滅の前提として、本来の債務の発生原因事実（「負担した給付」）を主張立証する必要

\* 抗弁として代物弁済が主張される場合、請求原因で現れているため摘示不要

イ 債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約が、弁済者と債権者との間で締結されたこと

諾成契約なので、代物弁済契約の成立要件としてはかかる合意の事実を主張立証すれば十分

ウ イの合意当時債務者がその物を所有していたこと

代物弁済による債務消滅の効果を生じさせるためには、物の所有権が相手方に移転したことを要するため、ウの事実が必要

エ 代物弁済による債務消滅の効果を生じさせるためには、対抗要件を具備させたことまで主張立証する必要があるから、イの契約に基づき所有権移転登記手続がなされたこと（動産であれば引渡しが行なわれたこと）も要件事実となる

- ① 債務の発生原因事実（抗弁として主張される場合は不要）
- ② 債務の弁済に代えて物の所有権を移転するとの合意
- ③ 債務者が②の当時物を所有していたこと④ ②の合意に基づき、物について引渡し・登記等がされたこと

《MEMO》

代物弁済が、債務消滅をもたらすために主張されているのか、所有権移転をもたらすため（例えば、原告の所有権の喪失を主張するため）に主張されているのかによって、摘示すべき要件事実が異なることになる。

所有権移転の効果をもちたすために代物弁済を主張する場面であれば、④の対抗要件具備の事実の主張立証は不要となる点に特に注意を要する。

3. 記載例（抗弁として主張される場合）

- (1) 被告は、令和2年6月1日当時、別紙物件目録記載の土地を所有していた。
- (2) 被告は、原告との間で、同日、請求原因(1)の売買代金の弁済に代えて、同土地の所有権を移転するとの合意をした。
- (3) 被告は、原告に対し、同日、上記合意に基づき、同土地につき所有権移転登記手続をした。